

(案)

令和 6 年（2024 年）12 月 11 日

長野県知事 阿部 守一 様

公立大学法人長野県立大学評価委員会

委員長 山沢 清人

意 見 書

令和 6 年 12 月 11 日付け 6 県学第 318 号で依頼のありました公立大学法人長野県立大学の出資に係る不要財産の納付の認可についての本委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人法第 42 条の 2 第 1 項に規定する不要財産の納付の認可については、**適当／以下の理由により不適当**である。

(不適当の場合理由を記載)